

学校現場のために、法律専門職に 本当にしてほしいこと

茅ヶ崎市教育委員会
岡田常志 Joji Okada

I 当職の立場

当職は、弁護士経験を積んだ後、弁護士登録を抹消し、茅ヶ崎市教育委員会の常勤職員（法律専門職・特定任期付職員）として働いている。業務としては、市内の市立小・中学校（全32校）からトラブルやクレームに関する相談を受け、その対応のフォローをしている。今の仕事を始め、2024年時点で6年目となった。その間に、教育委員会や学校から700件程度の相談を受け、対応している。

II 本稿の狙い

当職は、現在のスクールロイヤー制度作りが、当職が実際の現場経験を通じて感じている、学校現場で本当に法律専門職に活躍してほしい部分とは異なる部分に焦点が当てられつつあるのではないかと不安を感じている。

この約6年間、法律専門職を新たに雇用することにした周辺の市町から「どういった弁護士を採用し、どういった形で仕事をさせるのがよいか」と度々質問を受け、そこで自身なりの回答・助言をしてきた。その内容は、今の一般的なスクールロイヤー像とは異なる内容なのだが、その市町からは、「確かにそのように法律

専門職を活用できたら現場は大変助かる」と評価をいただいている。

スクールロイヤーの在り方について、弁護士業界でどのような議論が進んでいるかは、インターネットで公表されている公式の資料や、知り合いの弁護士を通じて、ある程度は把握できている。もっとも、当職は現在、弁護士登録を抹消しており、弁護士会内の動向を直接知ることとはできていないため、その点をご容赦いただきたい。今のスクールロイヤーの状況把握に不正確な部分があるかもしれないが、本稿を通じて、スクールロイヤー制度がより現場の実質的なニーズと合致したやりがいのある制度へとブラッシュアップされることを願っている。

III 今の仕事に役立っている、 弁護士としての経験値

スクールロイヤー制度作りに向けて、弁護士会では子どもの権利関係の委員会と、民事介入暴力対策の委員会が特に関わっているかと思われる。それぞれの委員会と自身とのこれまでのつながりとしては、民事介入暴力対策の委員会については、司法修習生の頃の選択修習でクレーマー対応のノウハウを学ばせていただいた。そこで学んだノウハウを、弁護士の頃、自分なりに実践したことも何度かある。また、子どもの権利関係については、弁護士として働い